

## 大野城まどかぴあ男女平等推進センター登録団体制度要綱

平成25年4月1日

要綱第 4 号

(目的)

第1条 この要綱は、大野城まどかぴあ男女平等推進センター（以下「センター」という。）において、男女共同参画社会づくりの推進に取り組む団体を支援し、センターとの協働による事業を推進することを目的とする。

(登録要件)

第2条 この要綱による登録団体は、次に掲げるもの全ての要件を満たすものとする。

- (1) 会員数が3人以上で、かつ大野城市に居住又は勤務する者が構成人数の2分の1以上を占めていること。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とする活動を行っていない団体であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと。
- (4) 男女共同参画の推進に寄与し、又は寄与すると認められる団体であること。

(登録の申請)

第3条 登録団体として登録を申請しようとする団体は、次の書類をセンターに提出しなければならない。

- (1) 登録申請書(様式第1号)
- (2) 会員名簿(様式第2号)
- (3) 規約又は会則
- (4) 事業計画書及び申請の前年度の事業報告書
- (5) その他センターが必要と認める書類

2 登録有効期間の満了後においても、引き続き登録を受けようとする登録団体は、申請受付期間内に前項に規定する申請をしなければならない。

(登録決定)

第4条 センターは、前条の規定により登録申請書の提出があった場合は、当該申請にかかる書類等を精査し、当該申請のあった日の翌日から起算して30日以内に登録の可否を決定する。

2 センターは、登録を決定した団体に対して、その旨を通知する。

3 センターは、登録することが不相当と判断したときは、その理由を付して、速やかに当該団体に対して、その旨を通知する。

(登録の期間)

第5条 登録の有効期間は、前条本文の規定による登録決定の日に属する年度の翌年度の6月30日までとする。

(登録の取消し)

第6条 センターは、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (2) 第2条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他センターが登録団体として不適当と認めたとき。

2 センターは、前項の規定により登録を取消するときは、速やかに当該登録団体に対して、その旨を通知するものとする。

(事業等への参加)

第7条 登録団体は、センターが指定する男女共同参画事業等に参加するよう努めなければならない。なお、登録の更新を希望する際、前年度の事業参加実績が無い団体については更新を認めない場合がある。

(支援措置)

第8条 センターは登録団体に対して、次の各号に掲げる支援措置を実施する。なお、アクティブルームを使用しようとする登録団体は、センターを通じて、大野城市長に申請し、大野城まどかぴあ男女平等推進センター使用登録団体の決定を受けなければならない。

- (1) アクティブルームの使用
- (2) アクティブルームのロッカー、レターボックスの使用
- (3) アクティブルーム付属のパソコン、プリンター、カラー印刷機(有料)、ポスタープリンター(有料)等備品の使用
- (4) 情報交流ひろばの掲示板、チラシスタンドの利用
- (5) 306会議室使用の支援と優先予約。ただし、男女共同参画を推進する事業を行う場合に限る。
- (6) センターのホームページへの活動内容掲載
- (7) アスカーラギャラリーの利用

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年3月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。(一部改正 平成29年度要綱第5号)

3 この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。(一部改正 令和 5 年度要綱第 1 号)

(経過措置)

3 この要綱の施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に登録の決定を行う場合における登録有効期間は、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、平成 27 年 6 月 30 日までとする。

## 大野城まどかぴあ男女平等推進センター登録団体制度取扱要領

平成25年4月1日

要領第 12 号

大野城まどかぴあ男女平等推進センター登録団体制度要綱(以下、「要綱」という。)第9条に基づき、取扱要領を以下のとおり定める。

- 1 要綱第2条(4)に定める男女共同参画の推進に寄与し、又は寄与すると認められる団体は、次のいずれかに該当する団体とする。
  - (1) 男女共同参画の推進に有用な活動をしている団体
  - (2) 市民企画事業、センターとの共催事業等を実施できる団体
  - (3) センターの主催講座受講者により構成される団体
  - (4) センター事業に参画・協働できる団体
  - (5) センター所長が特に必要と認める団体
  
- 2 要綱第7条に定める男女共同参画事業等は、次の(1)から(3)の全てとする。
  - (1) センターが指定する啓発事業に年2回以上参加すること
  - (2) センター事業のPRに協力すること
  - (3) センター主催の事業に積極的に参加すること
  
- 3 要綱第8条(1)から(3)の使用については、以下のとおりとする。
  - (1) 使用登録団体は、アクティブルームを使用しようとする時は、使用の6ヵ月前から使用日当日までに事前にアクティブルーム使用受付簿に記入し、センター所長の決裁を受けなければならない。
  - (2) 使用時間は、作業等を除き、会議については、1日当たり原則2時間以内とする。ただし、他に使用するものがない場合で、アクティブルームの運営に支障がないときは、2時間を越えて使用することができる。
  - (3) 使用登録団体は、アクティブルームに付属するロッカーを使用しようとする時は、-ロッカー使用許可申請書をセンター所長に提出する。センター所長は使用を許可したときは、ロッカー使用許可書を交付するものとする。ロッカーの使用期間は、使用許可を受けた日の属する年度の翌年度の6月30日までとする。なお、ロッカーの使用は、原則1団体1区画とする。ただし、1区画以上必要な登録団体については、センター所長が使用を許可した場合、使用を認めるものとし、その場合、1区画500円を別途徴収する。
  - (4) 使用登録団体は、プリンター、カラー印刷機(料金表)、ポスタープリンター(料金表)を使用しようとする時は、料金表に定める料金を支払う。

- 4 要綱第8条(4)から(7)の利用については、以下のとおりとする。
- (1) レターボックスの利用は、登録団体及び大野城共生ネットワーク加入団体とする。
  - (2) チラシ、ポスターの掲示を希望する登録団体及び大野城共生ネットワーク加入団体は、チラシを添えて、センターの許可を得るものとする。
  - (3) 306会議室(学習・会議室)を男女共同参画事業に使用しようとする登録団体は、使用申請書をセンター所長に提出し、センター所長の決裁を受けなければならない。
  - (4) ホームページへの掲載を希望する登録団体は、センターに申し出るものとする。
  - (5) アスカーラギャラリーを利用しようとする登録団体及び大野城共生ネットワーク加入団体はセンター所長にアスカーラギャラリー使用申請書を提出し、使用許可書の交付を受けなければならない。

#### 附則

この要領は、平成26年3月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。(一部改正 平成28年度要領第5号)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。(一部改正 平成29年度要領第6号)

この要領は、令和5年6月1日から施行する。(一部改正 令和5年度要領第1号)

## 大野城まどかぴあ男女平等推進センター登録団体制度内規

- 1 大野城まどかぴあ男女平等推進センター登録団体制度取扱要領（以下、「取扱要領」という。）1（5）センター所長が特に必要と認める団体は、以下のとおりとする。
  - （1）大野城まどかぴあのボランティアグループ
  
- 2 大野城まどかぴあのボランティアグループについては、取扱要領2（1）及び（3）を免除する。